

転入等情報発信事業業務委託 事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるテレワークの普及などにより、地方移住への関心が高まる中、メインターゲットを20代、30代の若者に想定して、愛知県等、市外からの来客が見込める大型商業施設内に専用のブースを設置するとともに、本市「エエトコタント岐阜市HP」への移住コンテンツの追加などにより情報発信を行い、本市への移住・定住を促進していくことを目的とするものです。

この実施要領は、本業務の委託業者の選定を公募型プロポーザル方式により公平かつ適正に実施するために必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

- (1) 業務名 転入等情報発信事業業務委託
- (2) 業務内容 別紙「転入等情報発信事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）
参照
- (3) 期間 契約締結日から令和4年3月31日（木）まで
- (4) 選定方法 公募型プロポーザル方式
- (5) 契約者数 1者
- (6) 予定価格 3,000,000円（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）

3 参加資格等

(1) 条件

本プロポーザルへの参加にあたっては、次に掲げる条件をいずれも満たしていることが必要です。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ウ 岐阜市競争入札参加者選定要綱（平成13年6月1日決裁）第2条に規定する岐阜市競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- エ 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する排除措置対象法人等に該当する者でないこと。

(2) スケジュール(予定)

事項	日程
募集期間（公告期間）	令和3年6月7日（月）から 令和3年7月5日（月）17時30分まで

質問受付期間	令和3年6月7日（月）から 令和3年6月23日（水）17時30分まで
質問一斉回答	令和3年6月28日（月）
参加表明書、企画提案書等提出期限	令和3年7月5日（月）17時30分まで
プレゼンテーション開催日	令和3年7月12日（月）（予定）
審査結果の通知	契約候補者の特定後、速やかに通知
契約の締結	令和3年8月中旬（予定）

4 提出書類等

(1) 参加表明書等の受付

参加表明書の提出をもって、この実施要領等の記載事項に同意があったものとみなします。

なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式任意。代表者印を押し、辞退理由を記載のこと。）を持参又は郵送してください。

ア 提出書類及び提出部数（1事業者につき1提案とします。）

正本1部（①～⑨）と副本6部（③～⑤、⑦～⑨）とします。

- ① 参加表明書（様式1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
- ② 暴力団等の関与のない旨の誓約書兼承諾書（様式2）・・・・・・ 1通
- ③ 提案者情報書（様式3）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7通
会社業務実績調書（様式3-2）
- ④ 業務実績の内容が確認できる契約書等の写し（様式任意）・・・・ 7通
- ⑤ 業務主任者情報（様式4）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7通
- ⑥ 経費見積書（様式5）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
経費見積内訳書（様式5-2）
- ⑦ 企画提案書（様式任意。なお（3）アを参照のこと。）・・・・ 7通
- ⑧ ブースレイアウト・空間デザイン
（様式任意。なお（3）イを参照のこと。）・・・・・・ 7通
- ⑨ その他参考となる資料（様式任意）・・・・・・・・・・・・ 7通

※各様式は、岐阜市ホームページにおいて入手できます。

※①～⑨にそれぞれインデックスを貼り付け、紙ファイルに綴じてください。

※①～⑨は、本プロポーザルにおける提案目的以外の目的による使用、複製及び転載を禁止します。

イ 提出場所

岐阜市役所 企画部 総合政策課（TEL 058-214-2019）

〒500-8701 岐阜県岐阜市司町40番地1 岐阜市役所9階

ウ 提出書類及び受付時間

・提出書類 ア①から⑧までの書類（⑨の提出は任意）

・受付期間 令和3年6月7日（月）から

令和3年7月5日（月）17時30分まで（必着）

※受付時間は平日8時45分から17時30分まで。

※持参の場合、事前に電話予約の上、来室してください。

エ 提出方法

イの提出場所にウの提出書類を受付期間内に持参または郵送してください。

ただし、郵送の場合は、郵送する旨の伝達及び收受の確認について、総合政策課へ電話にてご連絡ください。電子メールでの提出は受理しません。

オ 提出書類の取扱い

- ① 受付期間後に、提出書類に記載された内容を変更することは認めません。
- ② 提出された書類は一切返却しません。
- ③ 事業者選定に必要な範囲で、企画提案書等の複製を作成することがあります。
- ④ 提出書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しません。
- ⑤ 提出書類は、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）に基づく公開請求により公開する場合があります。
- ⑥ 提出書類の内容について、別途確認することがあります。

(2) 質問受付及び回答

ア 質問方法

質問受付期間内において、質問書（様式6）を次の宛先に電子メールにより提出してください。

その際の件名は、「転入等情報発信事業業務委託についての質問（会社名）」としてください。

seisaku@city.gifu.gifu.jp（岐阜市役所 企画部 総合政策課）

イ 質問受付期間

令和3年6月7日（月）から

令和3年6月23日（水）17時30分まで（必着）

ウ 質問回答方法

質問に対する回答は、岐阜市ホームページに掲載します（その際、質問者名は公開しません。）。

また、実施要領等の内容の変更にかかる回答については、当該回答をもって実施要領等の追加又は修正とします。

事業者選定の公平性に影響を及ぼすおそれがある質問に対しては、回答を控えます。

エ 質問一斉回答日

令和3年6月28日（月）

(3) 提出書類に係る留意事項

ア 企画提案書について

- ① 別紙「仕様書」に基づき、提案者の業務手法及び優位性を分かりやすく記載した企画提案書を作成してください。

企画提案書は、片面印刷、全10枚以内、左上1箇所綴じとすること。

なお、提案者を識別できる情報（社名、ロゴ、製品名等）を含めないでください。

い。

必要に応じてA3版でも差し支えないが、A4版のサイズに折り込むこととし、当該ページはA4版2ページ相当と数える。

② 企画提案書記載事項

企画提案書には、「仕様書」に従い、以下の事項を記載するものとする。

・実施方針・コンセプト（必須）

ブースのデザインイメージをはじめ、業務内容・実施に関する全体的な方針やコンセプトを記載すること。

・展示物・情報発信（必須）

メインターゲットが20代、30代の若者であることをふまえて、展示物・情報発信をどのように実施するのか、業務内容を記載すること。

・移住等関連イベント（必須）

移住等関連イベントについて、実施する業務内容を記載すること。

・スケジュール（必須）

契約締結後から、「仕様書」記載の5業務内容（1）ブース設置業務（2）情報発信業務（3）移住等関連イベントの開催業務（4）業務報告の各実施項目に

ついて、スケジュールを記載すること。

・業務実施体制（必須）

業務を実施する体制（体系）、スタッフの配置やローテーションなどについて記載すること。

・業務実施計画（必須）

提案する業務内容、実施方法等について、できる限り具体的に記入すること。

・付加提案

提案者の知識やノウハウ等を反映した独自のアイデアを記載すること。

イ ブースレイアウト・空間デザインについて

① レイアウト（A3版もしくはA4版片面1枚）

ブース全体の平面図を作成すること。

② 空間デザイン（A3版片面2枚まで）

イメージ図、類似施設等の写真等を活用し、ブースの空間デザインをイメージできるものとする。

ウ 経費見積書について

① 本業務に係る所要経費を全て見積もってください。

② 内訳は可能な限り詳細に記載してください（デザイン費、施工費、取材費など）。

③ 事業者の名称及び代表者名を記入し、法人印と代表者印を押印してください。

5 契約候補者の特定方法等

（1）契約候補者の特定

契約候補者は、次の手順により特定します。

- ア 本市が設置する「転入等情報発信事業業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、審査委員会の審議を経た評価基準に基づき、提案者によるプレゼンテーションを審査し、企画提案書内容、業務実績及び見積金額を評価項目ごとに採点します。
- イ 審査委員会において、合計点数の高い順に順位を決定します。
同点の場合は、評価項目（小項目）ごとに順位を決定し、最も多く1位票を獲得した提案者を最優秀とします。
1位票が同数の場合には、その中から2位票の多い提案者を、さらに2位票が同数の場合は、3位票の多い提案者を最優秀とします。
- ウ イで決定した順位が1位の提案者を契約候補者、2位の提案者を次点契約候補者として特定します。
- エ 契約候補者特定後、本市と契約候補者は、仕様書等の内容を協議し、業務内容を確定した上で、岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）その他法令等の定めるところにより契約を締結する予定です。
ただし、契約候補者を特定した後に、当該契約候補者に本プロポーザルにかかる失格事項又は不正行為が判明したこと等により、契約締結が不調となった場合は、次点契約候補者と契約締結の協議をします。

（2）プレゼンテーションの開催

- ア 日程
令和3年7月12日（月）（予定）
- イ 場所
岐阜県岐阜市司町40番地1 岐阜市役所会議室（予定）
※詳細は提案者に別途連絡します。
※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、プレゼンテーションをリモートで実施する場合があります。
- ウ 内容
- ① 説明と、審査委員会委員5名との質疑応答を実施していただきます。
 - ② 説明には、4（1）ア①～⑨の提出書類のほか、令和3年7月7日（水）12時までに提出したプレゼンテーション用資料を用いることができます。
プレゼンテーション用資料の内容は、既に提出した企画提案書等の内容の範囲内に留めるものとし、新たな提案や既に提出した企画提案書の修正を含まないものとします。
 - ③ 持ち時間は、説明15分以内、質疑応答10分以内とします。
 - ④ 出席者は業務主任者を含む3名以内とします。
 - ⑤ プレゼンテーションの実施順序は、参加表明書の提出の順番とします。

- ⑥ 会場にはプロジェクター、スクリーン及びパソコンを用意するので、企画提案書に基づく説明の際に用いてもよい。
- ⑦ スクリーンに映像を投影する際に用いるファイルの形式はPDFとします。ファイルの提出方法については、別途連絡します。
- ⑧ 詳細は、提案者に別途連絡します。

(3) 評価基準

- ア 評価項目及び配点構成は別表「評価項目一覧表」のとおりとします。
- イ 「企画提案」の評価点は、次の表のとおり5段階評価とし、それらの評価点に各評価項目の換算値を乗じて得た点数を合計して採点します。「事業者の業務実績」は、過去の業務実績により、「価格」の評価は見積金額により採点します。

	評価点
とても優れている	5点
優れている	4点
普通	3点
あまり評価しない	2点
ほとんど評価しない	1点

- ウ 基準点は、審査委員数×100点の50%以上とします。

(4) 提案者が1者の場合等の取扱い

- ア 提案者が1者のみの場合も審査を行います。審査を行った結果、基準点を満たす場合は、当該提案者を契約候補者とします。
- イ アで基準点を満たさない場合、基準点を満たす提案者が1者もない場合又は提案者がいない場合は、再度募集を実施します。

(5) 審査結果の通知及び公表

- ア 審査結果は、速やかに提案者宛てに文書にて通知します。なお、電話等による問い合わせには応じません。
- イ 審査結果は、岐阜市ホームページにて公表します。その際、契約候補者については提案者名と点数を明らかにし、その他の提案者については、匿名で点数を公表します。
- ウ 審査結果に対しての異議申し立て等は、受け付けません。

6 プロポーザル参加に関する留意事項

(1) 失格事項

- 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格となります。
- ア 提出期限内に所定の書類を提出しなかった場合

- イ 参加表明書等の提出期限の翌日から契約締結の日までの間に3（1）記載の参加資格が存在しないと判明した場合
 - ウ 提出書類に虚偽の記載があったこと、又はプレゼンテーションにおいて虚偽の説明があったことが判明した場合
 - エ 経費見積書において見積額が予定価格を超えている場合
 - オ 事業者選定の公平性に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合
 - カ この実施要領、関係法令及び担当者が指示した事項に違反する場合
- (2) 著作権・特許権等
- 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとします。
- (3) 費用負担
- 本プロポーザルの参加に要する費用等は、提案者の負担とします。

7 事務局

岐阜市役所 企画部 総合政策課 担当：辻、小酒井、長屋
岐阜県岐阜市司町40番地1 岐阜市役所9階
電話：058-214-2019（直通）
メールアドレス：seisaku@city.gifu.gifu.jp

別表 評価項目一覧表 【転入等情報発信事業業務委託】

評価項目 (大・中・小)		評価視点	評価点	換算値	配点
事業者の業務実績		「ブース設置業務」または「情報発信業務」、 「移住等関連イベントの開催業務」について、 豊富な実績を有しているか。(平成28年4月1日から令和3年3月31日まで)	5	× 1.0	5
企画提案	実施方針・ コンセプト	本事業の目的を的確に把握し、実効性のある 実施方針・コンセプトを立案しているか。	5	× 3.0	15
	レイアウト・ 空間デザイン	機能性に優れ、かつ利用者が引き寄せられる ような魅力ある空間デザインとなっている か。	5	× 4.0	20
	展示物・ 情報発信	メインターゲットの20代、30代の若者に 対し、効果的な情報発信となるような内容と なっているか。	5	× 4.0	20
	移住等関連 イベント	移住・定住の促進に有効な内容となっている か。	5	× 3.0	15
	付加提案	上記の評価視点以外に、本業務遂行に有効な 付加提案がなされているか。	5	× 1.0	5
	その他	業務 実施 体制	業務実施にあたって、人員配置や必要な体制 が整えられているか。	5	× 1.0
説得 力・取 組姿 勢		プレゼンテーションの内容に説得力があり、 熱意や積極性が感じられるか。	5	× 1.0	5
価格		価格点 = $40 \times \left(\frac{\text{予定金額} - \text{見積金額}}{\text{予定金額}} \right)$ ※ 価格点の最高点(10点) / (1 - 下限 額の割合75%)で算出 (価格点の上限は10点とし、小数点以下が 生じた場合は、整数1の位までを有効とし、 小数点以下1桁目で四捨五入する。)			10

合計 100点